

土地収用法（以下「法」という。）第24条第1項の規定により、国土交通大臣から事業認定申請書及びその添付書類の写しの送付を受けましたので、同条第2項の規定により、これを公衆の縦覧に供するため次のとおり公告します。

なお、事業の認定について利害関係を有する者は、法第23条の規定により、縦覧期間内に限り、国土交通大臣に土地収用法施行規則第4条の規定による公聴会開催請求書を提出することができ、また、法第25条の規定により、縦覧期間内に限り、京都府知事に意見書を提出することができます。当該意見書は国土交通大臣宛て送付されますので、留意してください。

平成31年2月15日

京都市伏見区長 馬屋原 宏

- 1 起業者の名称 東京都千代田区霞が関二丁目1番3号
国土交通大臣 石井 啓一
- 2 事業の種類 一級河川淀川水系桂川改修工事（京都府京都市伏見区淀大下津町地内から同区淀水垂町地内まで）
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 京都府京都市伏見区淀大下津町及び淀水垂町地内
 - (2) 使用の部分 京都府京都市伏見区淀大下津町及び淀水垂町地内
- 4 縦覧場所
京都市伏見区鷹匠町39番地の2
伏見区役所地域力推進室（総務・防災担当）
- 5 縦覧期間及び時間
平成31年2月15日から同年3月4日まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
午前8時30分から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

（伏見区役所地域力推進室）